第１０回　亘理町教育委員会定例会会議録

令和４年12月23日午後3時00分、亘理町教育委員会定例会は、亘理町教育委員会 教育長室に招集された。

１　出席委員

奥野光正 教育長、

富田栄子 職務代行者、菊池芳晴 委員、金子高幸 委員、中山美知子 委員

２　欠席委員

なし

３　説明のため出席した職員の職氏名

南條守一 教育次長、太田 教育総務課長、片岡 生涯学習課長

４　書記として出席した職員の職氏名

平塚和明 教育総務課教育総務班長

５　会議に付した事件

報告第１号　亘理町民連絡所設置規則及び亘理町財務規則の一部を改正する規則について

報告第２号　亘理町表彰規則の一部を改正する規則について

報告第３号　亘理町スポーツ賞顕彰要綱の一部を改正する告示について

報告第４号　亘理町スポーツ賞事務取扱要領を廃止する告示について

報告第５号　亘理町文化賞顕彰要綱の一部を改正する告示について

報告第６号　亘理町公印規程の一部を改正する訓令について

報告第７号　亘理町表彰基準内規の一部を改正する内規について

6　前回委員会会議録の承認

奥野教育長	過半数の委員の出席をもって本委員会は成立、午後２時５４分開会を宣し、直ちに会議を開く旨を告げた。 第９回亘理町教育委員会定例会会議録については、事前に送付していたことから、同会議録の質疑及び異議の有無について各委員に諮ったところ、全委員質疑及び異議なく、第９回亘理町教育委員会定例会会議録を承認した。

7　会議録署名委員の指名、議事日程

奥野教育長	規定により会議録署名委員を教育長から指名する旨を告げ、富田栄子 代行及び金子高幸 委員を指名した。 今回の議事日程について、配付のとおりなので、確認するよう告げた。

8　教育長報告

奥野教育長	下記の事項について、資料に基づき報告した。 1.会議及び事業等報告について 2.会議等の予定について 3.その他 教育長報告について、その他、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育長報告を承認した。

9　教育総務課長報告

太田教育総務課長	下記の事項について、資料に基づき報告した。 1.　事業報告（11月26日～12月23日）について 2.　事業予定（12月24日～1月27日）について
奥野教育長	教育総務課長報告について、その他、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく教育総務課長報告を承認した。

10　生涯学習課長報告

片岡生涯学習課長	下記の事項について、資料に基づき報告した。 1.事業報告（11月27日~12月21日）について
奥野教育長	生涯学習課長報告について、その他、質疑等がないか各委員に諮ったところ、各委員質疑等なく生涯学習課長報告を承認した。

11　議事

奥野教育長

報告第１号　亘理町民連絡所設置規則及び亘理町財務規則の一部を改正する規則について及び、関連する報告第６号　亘理町公印規程の一部を改正する訓令について併せて上程。

議案の朗読を含め、教育次長に説明を指示。

南條教育次長

報告第１号亘理町民連絡所設置規則及び亘理町財務規則の一部を改正する規則についての改正内容については、亘理駅東町民連絡書（図書館）で証明書の発行業務を行っていたが、マイナンバーカードの普及により全国のコンビニで各種証明書が発行できるようになったことにより、亘理駅東町民連絡所を廃止するもの。また、開所時間、休所日及び亘理駅東町民連絡所所長、亘理駅東町民連絡所に勤務する職員も併せて削除とし、この規則は令和５年４月１日から施行する。

関連する報告第６号亘理町公印規程の一部を改正する訓令については、亘理駅東町民連絡所の廃止に伴い、証明書に使用する公印を廃止するもの。この訓令は令和５年４月１日から施行する。

奥野教育長

報告第１号及び報告第６号について質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、報告第１号及び報告第６号を原案のとおり承認した。

報告第２号亘理町表彰規則の一部を改正する規則についてから報告第５号亘理町文化賞顕彰要綱の一部を改正する告示について及び関連する報告第７号亘理町表彰基準内規の一部を改正する内規について一括上程。

議案の朗読を含め、生涯学習課長に説明を指示。

片岡生涯学習課長

報告第２号亘理町表彰規則の一部を改正する規則についての改正は、例年２月に開催している亘理町スポーツ賞・文化賞顕彰式の対象となる大会やコンクールの基準等を統一し、公平な表彰水準とするため見直しを行ったもの。スポーツ賞・文化賞それぞれ規則や要綱等があり、各規則等に関してスポーツ賞・文化賞に関する記載を統一した。第６条、賞状を授与して行う表彰の第１項第１号から第３号については、ひらがな標記を漢字表記に改めた。また、これまでの表彰規則には文化賞のみだったため、新たに第４号としてスポーツの競技会において優秀な成績を収めたものを追加。第５号に優秀なスポーツ選手の育成指導に功績のあったと認められるものを追加。この規則は、令和４年１２月１日から施行する。

報告第３号亘理町スポーツ賞顕彰要綱の一部を改正する告示については、

片岡生涯学習課長	第２条第２項に顕彰の対象となる競技大会として、第１号に日本スポーツ協会、高等学校体育連盟、中学校体育連盟、スポーツ少年団等が主催又は共催する競技大会を加え、第２号で予選選考会（県予選、東北地区予選等）を経て出場する県大会以上の競技大会及び県大会において、上位大会のある競技大会とした。また、第５条、被顕彰者の内申についてを追加し、亘理町表彰規則第９条に基づく内申にあたり、功績調査の方法を規定した。 　報告第４号亘理町スポーツ賞事務取扱要領を廃止する告示については、亘理町表彰基準内規と重複すること、報告第３号における改正内容を追加していることから、事務取扱要領は廃止するもの。 　報告第５号亘理町文化賞顕彰要綱の一部を改正する告示については、第３条、顕彰の種類及び顕彰基準第１項第１号のアからウにおいて、これまで優秀な成績や入賞した等の文言をア．全国規模において第３位に相当するもの。イ．東北規模において第２位に相当するもの。ウ．県以上の規模において第１位に相当の成績と明文化したもの。新たに第５条、被表彰者の内申として、報告第３号亘理町スポーツ賞顕彰要綱と同様に功績調査の方法を追記したもの。 　報告第７号亘理町表彰基準内規の一部を改正する内規については、その他の表彰規則や要領に網羅されている記載内容となっているため削除するもの。また、別表として、スポーツ賞の推薦基準の部分を従来の基準から現状に合わせた基準に改正したもの。推薦様式については、文化賞の推薦調書のみ様式があり、新たに競技選手用、競技団体用、指導者用の様式を追加したもの。報告第２号から報告第５号及び報告第７号については、いずれも令和４年１２月１日施行とする。
奥野教育長	曖昧な部分があり整理をしたものとなる。予選を経ず上位大会に出場している競技等もあったため、予選を経て上位大会に出場することを明記したものとなる。
片岡生涯学習課長	補足として、現在は生涯学習課となりスポーツ推進班と生涯学習班となっているが、以前は体育振興課と社会教育課と別れていたため、それぞれ規則等を定めていたものを統一した。
金子高幸委員	スポーツ賞・文化賞の規則等を改正したことにより、以前より受賞者は少なくなるのか。
片岡生涯学習課長	スポーツ協会が主催する大会、新たに高体連が主催する大会など明確にしたこと、また、予選を経て上位大会に出場することが条件となるため、受賞

片岡生涯学習課長	者は少なくなると思われる。
金子高幸委員	文化賞の顕彰要綱は優秀な成績が変わり序列第３位と順位を明確になった。スポーツ賞の方は優勝・準優勝は分かるが、上位入賞はどのような基準になっているのか。
片岡生涯学習課長	上位入賞については、団体はベスト４以上、個人はベスト３以上の成績となる。
奥野教育長	報告第２号から報告第５号及び報告第７号について質疑等ないか諮ったところ、質疑等なく異議ないものを認め、原案のとおり承認した。

12　次回教育委員会の開催日程について

奥 野 教 育 長	次回は定例会とし、令和５年１月２７日（金）午後３時から開会する。

13　閉　　会　　午後3時５０分

上記会議の次第を記録し、ここに署名する。

令和５年１月２７日

署名委員 ....

署名委員 ....